

平成 26 年 12 月 8 日体育委員会制定

平成 27 年 11 月 27 日体育委員会改定

学友会費分配基準

- 目 的 体育会員の課外活動の主である大会・リーグ等への参加費、協会への登録費、またそれらが存在しない場合にはそれに準ずる活動費として、入学時に新入生から集められる学友会費のうち体育会の要求に勘定される額が平等に分配されることを目的とする。

体育会から各団体への予算分配の基準及び学友会への提出の際の予算編成

1. 団体活動費

2,500 円×学部生の人数（1～4 回生）を各団体に分配する。

2. 体育会役員への功労金の加算

体育会の役員を擁する団体には、役職に従い下記の通りの金額が基準 1 の金額に上乗せされる。

正委員長：40,000 円 副委員長：25,000 円 会計：25,000 円 施設局：20,000 円

グラウンド調整：18,000 円 体育館調整：14,000 円 武道場調整：10,000 円

テニスコート調整：10,000 円 スポーツ大会局：15,000 円

※ただし、予算要求が上記の 1 と 2 の合計額に満たない場合は体育会が回収し基準 3 において不足額のある団体に等しく分配される。

※功労金の加算後に、役員の任期満了前の辞職または解任があった場合は、次回の予算分配における該当団体への分配額より、功労金の半額にあたる額が天引きされる。また、功労金の減額があった場合も、同様に減額分が分配額より天引きされる。

3. 大会参加費等の不足分への分配

予算要求額より基準 1 及び 2 における分配額が少ない場合に、不足額として追加で分配を要求することができる。

※（不足額）＝（予算書の要求額）－（基準 1 での分配額）

各団体への追加の分配額は以下のように決定される。

（1. 及び 2. を引いた残りの学友会費） / （不足額合計） × 100（%）を各団体の不足額に掛けた金額。

各団体が予算書で要求可能な項目

要求可能な対象は下記の（1）、（2）の項目のみとする。

（1）大会参加費、各種登録費（リーグ参加、協会等加盟費）

（2）活動に必要な費用（施設使用費、交通費）

※予算要求可能な項目（1）に該当する費用が存在しない団体のみ（2）の項目で予算要求

を行うことができる。

4. 功労団体への功労金の加算

本会への功労があった団体については、常任委員会が定める額の功労金が分配額に上乘せされること
がある。ただし、この功労金の一年度あたりの総額の上限は 30,000 円までとする。

- 補 足
1. 提出遅れ、会議への無断欠席等の不手際があった場合には、その年度の予算は支給
しない、もしくは分配額を減額とする。
 2. 決算書に領収書の紛失などの重大な不備があった場合、翌年度の分配額を減額とす
ることがある。
 3. 上記補足 1. 2 の減額割合は、財務局が決定する。

5. 様式

予算書・決算書の様式は以下に定めるものとする。

予算書

平成〇〇年度 〇〇部 予算(案)									
収 入									
年	月	日	勘 定 科 目	補 助 科 目	詳	細	収入(円)	支出(円)	合 計 (円)
平成			収	入 学 友 会 費	前	期			
収入合計									
支 出									
年	月	日	勘 定 科 目	補 助 科 目	詳	細	収入(円)	支出(円)	合 計 (円)
平成26			大会参加・各種登録費	〇 〇 大 会 人 数 × 値	段				
			施設使用・交通費	〇 〇 施 設 料 金 詳	細				
				交 通 手 段 〇 〇 駅 ~ 〇 〇 駅					
〇〇小計									
支出合計									
差引残高									
差引残高合計									

決算書

平成〇〇年度 〇〇部 決算書									
収 入									
年	月	日	勘 定 科 目	補 助 科 目	詳	細	収入(円)	支出(円)	合 計 (円)
平成			収	入 学 友 会 費	前	期			
					後	期			
収入合計									
支 出									
年	月	日	勘 定 科 目	補 助 科 目	詳	細	収入(円)	支出(円)	合 計 (円)
平成26			大会参加・各種登録費	〇 〇 大 会 人 数 × 値	段				
			施設使用・交通費	〇 〇 施 設 料 金 詳	細				
				交 通 手 段 〇 〇 駅 ~ 〇 〇 駅					
〇〇小計									
支出合計									

6. 要求可能な項目の適用

各団体の要求可能な項目の適用は原則（１）と体育会予算基準補足 6 に定める項目とする。合気道
部・ワンダーフォーゲル部は（２）と体育会予算基準補足 5・6 に定める項目とする。

7. 要求項目に定める施設利用費・交通費の要求可能範囲

- ・施設利用費（合気道部・ワンダーフォーゲル部）

該当団体の活動目的が達成されるために必要な施設利用費のみとする。

- ・交通費（ワンダーフォーゲル部）

行事計画書に記載されている合宿での交通費（乗車券に限る）のみとする。

8. その他の予算要求可能な項目

陸上部：広告費、弓道部：広告費・OB参加金、ラグビー：連盟保険金

MCSC：保険料、自動車部：保険金、女子ラクロス部・男子ラクロス部：チケット代

各団体：個人登録費